別紙様式（第三十四条関係）

裏　　面
電子記録債権法（平成19年法律第102号）抜粋 ［略］ 第95条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ［四・五　略］ ［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の一般振替機関の監督に関する命令別紙様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の一般振替機関の監督に関する命令別紙様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（電子記録債権法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この命令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の電子記録債権法施行規則別紙様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の電子記録債権法施行規則別紙様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

内閣府
○法務省
財務省令第一号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別紙様式一（第十九条関係） （用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105mmとする。） 表　　面 ［表略］	**別紙様式一**（第十九条関係） （用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105mmとする。） 表　　面 ［同左］

別紙様式（第三十四条関係）

裏　　面
［同左］ ［同左］ 第95条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ［四・五　同左］ ［同左］